



神奈川税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒222 - 8550 港北区大豆戸町 528 番 5 TEL045 (544) 0141 (代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告書作成会場 の開設日程

開設期間	会場所在地	時間
平成 29 年 2 月 9 日 (木) ~ 3 月 15 日 (水) 土、日を除きます。 ただし、2 月 19 日、2 月 26 日の日曜日は開場します。	神奈川税務署 港北区大豆戸町 5 2 8 番 5	【受付】 午前 8 時 30 分から (提出は午後 5 時まで) 【相談】 午前 9 時 15 分から午後 5 時まで 会場が混雑している場合には、 受付を早めに締め切ることがありますので、 午後 4 時頃までにお越しください。

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成・相談会場はありませんのでご了承ください。
- マイナンバーに係る本人確認書類 (①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類) の写し等をご持参ください。
- **混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。**
- 税務署の駐車場は狭いため、お車での来署はご遠慮ください。

【案内図】



税理士による 無料申告相談

申告書作成会場以外に、次の日程で「税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
2 月 2 日 (木) ・ 3 日 (金) ・ 6 日 (月)	神奈川区役所 (受付)本館 3 階 第 1 会議室	神奈川区広台太田町 3 - 8	9 : 30 ~ 15 : 00 (12 : 00 ~ 13 : 00 は昼休憩です。)
2 月 8 日 (水) ~ 2 月 10 日 (金)	慶應義塾大学日吉キャンパス 協生館 2 階多目的教室 1	港北区日吉 4 - 1 - 1	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます (土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く。)
申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出 (郵送可) してください。
- マイナンバーに係る本人確認書類 (①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類) の写し等をご持参ください。
- 12 時から 13 時の間は、指導員の昼休憩のため、作成指導等は行っておりませんのでご了承ください。
- **混雑状況等により、早めに受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。**
- 相談会場には駐車場がありませんので、お車での来場はご遠慮ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます

www.nta.go.jp

確定申告 で 検索